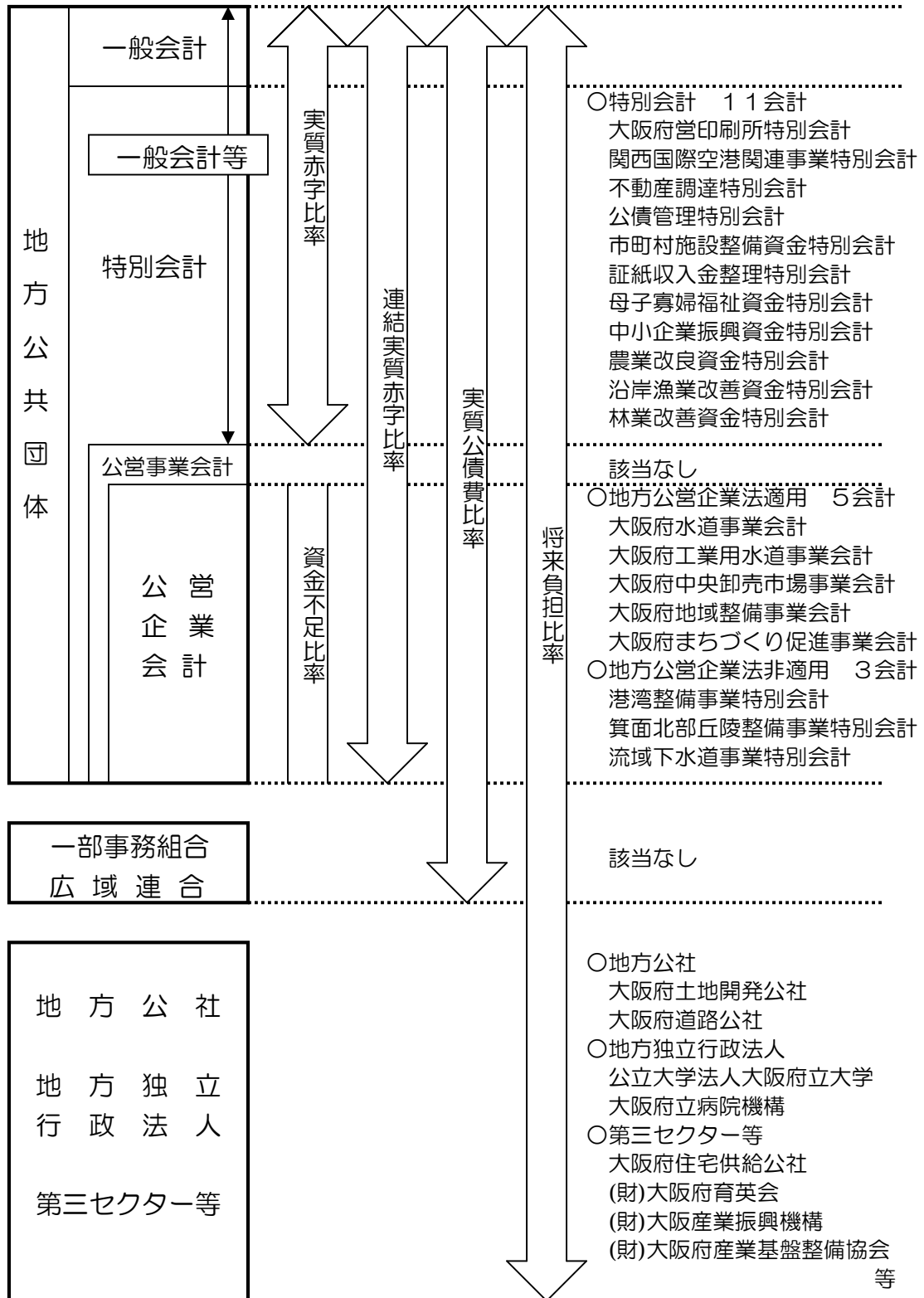


参考資料

1 各指標と適用会計等の範囲



2 健全化判断比率及び資金不足比率の算定式

(1) 実質赤字比率

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模の額}}$$

一般会計等の実質赤字額…一般会計と一般会計に含まれる特別会計の実質赤字額
実質赤字額…繰上充用額＋（支払繰延額＋事業繰越額）

(2) 連結実質赤字比率

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模の額}}$$

連結実質赤字額（合計額）
イ 一般会計等の実質収支額
ロ 公営企業会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額
ハ 公営企業会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額

実質黒字額＝形式黒字額－繰上充用額－支払繰延額－事業繰越額

(3) 実質公債費比率

実質公債費比率（3カ年平均）
（地方債の元利償還金＋準元利償還金）－（特定財源＋算入公債費等の額）
＝
標準財政規模の額－算入公債費等の額

準元利償還金
イ 満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還をした場合における1年あたりの元金償還金相当額
ロ 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち公営企業債の償還に充てたと認められるもの
ハ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの
ニ 一時借入金の利子

特定財源
貸付金の財源として発行した地方債に係る貸付金の元利償還金
公営住宅使用料

算入公債費等の額
元利償還金・準元利償還金のうち基準財政需要額に算入される額

(4) 将来負担比率

将来負担比率

$$\text{将来負担見込額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{基準財政需要額算入見込額}) \\ = \frac{\text{標準財政規模の額} - \text{算入公債費等の額}}$$

将来負担見込額

- イ 前年度末の一般会計等に係る地方債残高
- ロ 債務負担行為に基づく支出予定額（設立法人以外の者に対する債務負担行為を除く）
- ハ 公営企業債の元金の償還のための繰入必要見込額
- ニ 職員の退職手当支給予定額のうち一般会計等の負担見込額
- ホ 設立法人の負債額（道路公社、土地開発公社、地方独立行政法人）
- ヘ 設立法人以外に係る損失補償等負担見込額（損失補償、公的信用保証、制度融資等）

(5) 資金不足比率

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

資金の不足額

- 法適用企業：（流動負債＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債残高－流動資産）－解消可能資金不足額
- 法非適用企業：（繰上充用額＋支払繰延額＋事業繰越額＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるため起こした地方債残高）－解消可能資金不足額

3 標準財政規模の額

地方財政法に定める標準的な規模の収入の額

大阪府の標準財政規模の額

平成 19 年度 1,499,780,162 千円

平成 20 年度 1,510,480,091 千円

